発信者情報開示命令申立書

（CP・AP先行事件あり、非ログイン型、上位プロバイダからIP開示あり）

令和●年●月●日

東京地方裁判所民事第９部御中

申立人手続代理人弁護士 ●

発信者情報開示命令申立事件

消去禁止命令申立事件

当事者の表示 別紙当事者目録に記載

手続規則２条に係る事件 東京地方裁判所令和●年（発チ）第●号[[1]](#footnote-1)

1. 申立ての趣旨
   1. 発信者情報開示命令申立事件

　相手方は、申立人に対し、別紙発信者情報目録記載の各情報を開示せよ

との裁判を求める

* 1. 消去禁止命令申立事件

　相手方は、本案の発信者情報開示命令事件（当該事件に係る申立てについての決定（当該申立てを不適法として却下する決定を除く。）に対して異議の訴えが提起されたときは、その訴訟）が終了するまでの間、別紙発信者情報目録記載の各情報を消去してはならない。

との裁判を求める。

1. 申立ての原因
   1. 本件投稿

　インターネットのサイト「●」（以下「本件サイト」という）では、氏名不詳者により別紙投稿記事目録記載の投稿記事（以下「本件投稿」という）が公開された（甲●：画面）。

* 1. 発信者情報開示命令の申立ての原因
     1. サイトに対する提供命令

　本件申立てに先立ち申立人は、本件サイトの管理者に対し、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「法」という）１５条１項の提供命令の申立をなし、上位プロバイダに関する情報の提供を受けた（甲●：提供命令1、甲●：提供情報1）。

* + 1. 上位プロバイダに対する提供命令

　次いで申立人は、上位プロバイダに対する提供命令の申立てを経て、相手方に関する情報の提供を受けた（甲●：提供命令2、甲●：提供情報2）。

　上位プロバイダは、あわせて別紙投稿記事目録記載のIPアドレス等を開示した。

* + 1. 特定電気通信役務提供者

　同IPアドレスが割り当てられたサーバーコンピュータは、法2条2号の「特定電気通信設備」であり、相手方は同条３号の「特定電気通信役務提供者」である（最一小判平22.４.８民集64巻３号676頁）。

* + 1. 権利侵害の明白性

　本件投稿により、別紙権利侵害の説明記載のとおり、申立人の「権利が侵害されたことが明らか」である（法５条１項１号、甲●）。

* + 1. 正当な理由

　申立人は発信者に対し、損害賠償請求等を予定しており、発信者情報の「開示を受けるべき正当な理由」がある（法５条１項２号）。

* + 1. 発信者情報の保有

　相手方は、契約者情報として、別紙発信者情報目録記載の各情報を保有している。

* + 1. 小括

　したがって、申立人は、相手方に対し、法５条１項の発信者情報開示請求権を有する。

* 1. 消去禁止命令の申立ての原因
     1. ログ保存期間

　接続プロバイダの通信記録の保存期間は、多くは３～６か月程度のため（甲●：ログ保存期間）、本案の発信者情報開示命令事件の認容決定時には、相手方の通信記録は削除されている可能性がある。

* + 1. 消去禁止命令の必要

　そのため、「発信者情報開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため必要」（法１６条１項）がある。

* 1. 結論

　そこで、申立人は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律５条１項に基づく発信者情報開示命令申立として、相手方に対し、別紙発信者情報目録記載の情報の開示を求めるとともに、同法１６条１項に基づき、消去禁止命令を申し立てる。

以上

証拠方法

　証拠説明書に記載

附属書類

１　 申立書の写し １通

２　 甲号証写し 各１通

３　 証拠説明書 １通

４　 委任状 １通

５　 資格証明書 ●通

（別紙）発信者情報目録

　別紙投稿記事目録記載のIPアドレスを、同目録記載の投稿日時に使用した契約者に関する以下の情報[[2]](#footnote-2)

１　氏名または名称

２　住所

３　電話番号

４　メールアドレス

（別紙）当事者目録

〒●

申立人 ●

〒●

●法律事務所（送達場所）

電話　● ＦＡＸ ●

メールアドレス　●

申立人手続代理人弁護士 ●

〒●

相手方 ●

上記代表者代表取締役 ●

（別紙）投稿記事目録

|  |  |
| --- | --- |
| 閲覧用URL |  |
| IPアドレス |  |
| 投稿日時 | ●（JST） |

（別紙）権利侵害の説明

１　投稿内容

|  |  |
| --- | --- |
| 投稿内容[[3]](#footnote-3) | ● |

２　同定可能性

●

３　権利侵害

●

４　結論

　したがって、本件投稿には権利侵害の明白性がある。

以上

1. CPにアカウント情報を開示請求していなければ、CP・APの先行事件を併合する必要がないため、先行事件の事件番号を記載しなくても問題ない。記載するなら上位プロバイダ（AP）先行事件の事件番号 [↑](#footnote-ref-1)
2. （接続先IPアドレスが必要なとき）　別紙投稿記事目録記載のIPアドレスを、同目録記載の投稿日時に使用し、同目録記載の接続先IPアドレスのいずれかに接続した契約者に関する以下の情報 [↑](#footnote-ref-2)
3. 本来、「投稿内容」は投稿記事目録に記載すべきだが、書記官チェックに時間を要し審理開始が遅れるためこちらに記載する。 [↑](#footnote-ref-3)